

Title	モラル・ハザードと保険取引(庭田範秋教授退任記念号)
Sub Title	Moral Hazard and Insurance Transaction(In Honour of Professor Noriaki Niwata)
Author	堀田, 一吉(Hotta, Kazuyoshi)
Publisher	
Publication year	1993
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.36, No.1 (1993. 4) ,p.185- 203
JaLC DOI	
Abstract	保険取引におけるモラル・ハザードの問題は,情報の非対称性と自由裁量性がさまざまな側面で存在する限り,不可避免的に発生する。モラル・ハザードの性格把握については,さまざまな立場でなされているが,これを放置することになれば,いわば「囚人のジレンマ」と類似した現象に陥ることになる。ここにおいて,モラル・ハザード回避のための保険制度設計を考えなければならないが,ここではエイジェンシー理論を応用して,総エイジェンシー・コストを最小化する観点が必要である。しかし併せて,保険制度の信頼性を維持するためにも,コストをかけて情報入手してモラル・ハザードを排除する努力を払わなければならない。そこで,ピグー的課税/補助金政策と同様の方策を料率体系の中に積極的に導入することが,モラル・ハザードを効率的に抑止し,さらにコストを効率的に内部化する有効な手段であると考えられる。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19930425-04083943

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

モラル・ハザードと保険取引*

堀 田 一 吉

<要 約>

保険取引におけるモラル・ハザードの問題は、情報の非対称性と自由裁量性がさまざまな側面で存在する限り、不可避的に発生する。モラル・ハザードの性格把握については、さまざまな立場でなされているが、これを放置することになれば、いわば「囚人のジレンマ」と類似した現象に陥ることになる。ここにおいて、モラル・ハザード回避のための保険制度設計を考えなければならないが、そこではエイジェンシー理論を応用して、総エイジェンシー・コストを最小化する観点が必要である。しかし併せて、保険制度の信頼性を維持するためにも、コストをかけて情報入手してモラル・ハザードを排除する努力を払わなければならない。そこで、ピグー的課税／補助金政策と同様の方策を料率体系の中に積極的に導入することが、モラル・ハザードを効率的に抑止し、さらにコストを効率的に内部化する有効な手段であると考えられる。

<キーワード>

モラル・ハザード、保険取引、情報の非対称性、囚人のジレンマ、エイジェンシー理論、総エイジェンシー・コストの最小化、保険者によるモニタリング、保険料のピグー的課税／補助金政策

1. モラル・ハザードと保険制度

保険制度は、個人の危険度に応じて適当な保険料を拠出することにより、保険集団内で危険を分散することを通じて、個人的にもまた社会的にも最適な形で不確実なリスクに合理的に対処することを可能にする。しかし、このような保険固有の機能を十分に期待するためには、リスクや被保険者に関するさまざまな情報が完全に入手できることが前提となっているのである。ところが、現実社会をみる限り、情報は完全どころか不確実性は拡大しており、この不確実性を解消するための交渉費用や取引費用も相当の額に及ぶことになる。この情報の不完全性が存在するときには、保険市

* 本稿は、慶應義塾学事振興資金より援助を受けて行った研究成果の一部である。記して同基金に謝意を表す。

場にさまざまな弊害をもたらす可能性があることも周知のことである。

情報の非対称性の存在下の議論の前提として、発生する現象として取り上げられるのが、逆選択とモラル・ハザード¹⁾である。逆選択は被保険者が自らの危険度を知りながら、保険者が危険度に見合った適当な保険料を設定しないために、不合理な保険料を支払わされる危険度の低い被保険者が、その保険市場から脱退してしまう結果となる。そして最終的に市場に残るのは、危険度の高い被保険者だけになってしまうのである。必然的に、この保険市場は、存続が困難な状況に至ることになる。しかし、これは、被保険者の立場からすれば、経済合理的行動であって、被保険者自身の性質や危険度が変わったわけではないのである。これに対してモラル・ハザードは、被保険者が情報の非対称性を利用して、自らの有利な行動へ変化させて、損害の規模や頻度を増加させようとすることである。逆選択においては、保険契約の対象となる不確実事象(=保険事故)は、外生的に与えられるもので、被保険者の行動によって影響を受けないとしたものである。この状況下での保険契約の存在が、被保険者の行動や動機に影響を及ぼして、保険事故自体の発生の頻度や規模を変化させることが起こり得るのである。この行動は、道徳的性質を含むのであるが、経済的にはいかに解釈できるであろうか。

保険制度にモラル・ハザードが伴うとすれば、保険制度そのものに欠陥があるためと見るべきであろうか。しかしそうであるならば、これまで保険制度が、歴史的にも幾つもの発展段階を経ながら現在のような隆盛を極めるはずはない。敢然として保険制度が社会的にあるいは経済的に機能し、大きな役割を担ってきていることからして、決定的な欠陥が存在していると考えることには、無理がある。それでは、保険制度には欠陥がないが、これを運営する上に欠点があるためと見なすことができるであろうか。²⁾

第一は、モラル・ハザードを人格の欠陥問題として把握するもので、従来の伝統的保険学が主に主張してきたところである。すなわち、悪性(bad character)によると見なしてきたのである。すなわち、モラル・ハザードを「人間の不正、不道徳、詐欺、悪意などの感情からくる積極的作用³⁾」と考えたり、「被保険者または保険契約者自身の性格もしくは被保険者または被保険者と接触する者の性格によって特定の付保危険の発生率または損害程度に差を生ずること⁴⁾」、あるいは「人の精神的もしくは、心理に宿る危険⁵⁾」としたりしている。そもそも、保険制度は、保険者と被保険者の相

1) 保険学では、保険制度に悪影響を及ぼす意識的な危険度の増大行動をモラル・ハザード(moral hazard)と呼び、無意識なそれをモラル・ハザード(morale hazard)と呼んで区別するのが一般的であるが、本稿においては、便宜上、両者の区別を用いず、広義にモラル・ハザードとする。

2) モラル・ハザードについての見解整理については、宮沢健一『制度と情報の経済学』有斐閣、1988年、pp.109-115から多くの示唆を受けている。

3) 亀井利明『危険管理論—企業危険とリスクマネジメントの理論』第3版、中央経済社、1985年、p.33。

4) 大林良一・水沢謙三編集代表『保険辞典』有斐閣、1962年、p.409。

5) 横尾登米雄編集代表『保険辞典』保険研究所、1978年、p.664。

互の信義誠実、最大善意 (utmost good faith) に基づいて存続し得る制度である。したがって、保険に道徳的危険が存在することは、明らかに例外であると考えられる。いわば保険制度の構成員（保険者、被保険者、保険契約者）の性善的把握を敢えてしてきたのである。言うまでもなく、保険契約においても故意または過失による損害は保険者の免責として、事後的には道徳的危険を排除してはいるが、これからしても保険に道徳的危険が介在する可能性を認めていながら、詐欺、または犯罪として保険制度の枠外に据えて捉えてきたように思われる。モラル・ハザードが悪性によるものと把握すれば、その解決策は、そうした悪い性癖の保険契約者を最初から排除すること以外にはない。そのために保険契約者の修正を注意深く観察して、保険者にとって不都合なものは加入を拒否することによって防御することになる。

保険者としては、こうした例外的なリスクを保険市場から排除するためには、他律的な社会的規制を講じることが必要となる。すなわち、保険制度内での解決には、基本的な限界があるので、モラル・ハザードを人間の生来の性質から生じる悪癖と考えることになれば、モラル・ハザードを保険者自身の力では、保険市場から排除することができないということも意味する。したがって、基本的には個人の行動の他律的な規制を利用するという結論に至らざるを得ない。

第二の考え方は、人格問題あるいは人間性問題とするよりも、「自己規律 (self-control) の欠如を制度の存在自体が誘因となっているという見方である。これはアロー (K. J. Arrow) が採用した立場である。⁶⁾これに従えば、個人の自己規律を喪失させないように制度設計を考えなければならない。具体的には、保険制度の契約ルールあるいは保険料設定において、モラル・ハザードを抑制するように仕組むということになる。さらに、これを支えるべく、保険制度の外側からの規制を働かせることにより、自己規律の喪失を抑制することを図らなければならない。要するに、モラル・ハザードを制度設計の問題として、把握しようとするものである。

第三の考え方は、モラル・ハザードを利己心に基づいた「道徳的背信 (moral perfidy) ではなくて、合理的経済行動 (rational economic behavior)⁷⁾」と見るものである。すなわち、モラル・ハザードは保険者が被保険者の情報を十分に知り得ないことが被保険者に認知されているとき、敢えて損害の規模や確率を増加させることが、より有利であると判断した結果の行動と見なすものである。被保険者が損害を引き起こすことこそが経済的合理性に合致する場合もありうるのである。別の言い方をすれば、モラル・ハザードによって獲得されるベネフィットと、それが保険者に発覚されることによるコスト（例えば、保険金詐欺として保険金を受給されなかったり、刑事処分を受けることによ

6) Arrow, K. J. "Economic Welfare and Allocation of Resources for Invention, pp.150-153 ; Arrow, K. J., "The Economics of Moral Hazard : Further Comment" in *Essays in the Theory of Risk-Bearing*, North Holland, 1974, pp.220-222.

7) Pauly, M.V., "The Economics of Moral Hazard", *American Economic Review*, vol.58, 1968, p.536.

るコスト、支払った保険料など)とを比較衡量して決定することになる。モラル・ハザードを保険制度に本来的に内在する現象であり、被保険者にとっては合理的な経済行動の一種であると理解するとき、初めてモラル・ハザードを経済学の場合に持ち出して、分析する足がかりができるのである。保険学はモラル・ハザードの存在を含めた理論構築が不可欠となるのである。モラル・ハザードについて人間の性癖に委ねておくのでは、理論の発展性は少ないが、これを合理的な経済行動と見なすことは、経済理論を応用することが可能となる。このような思考をとるとすれば、被保険者にとってモラル・ハザードの行動が経済合理性のないこと、あるいはモラル・ハザードを抑制することが経済的なインセンティブを有することを認識されることが必要である。この観点からしても、被保険者によるモラル・ハザード的行動が経済合理的でないように、制度を設計することが必要となる。

これと類似したものであるが、第四の考え方としては、モラル・ハザードが発生するのは、個人が、①合理的行動も限定された範囲でしか働かないという「限られた合理性 (bounded rationality)」と、②自己利益の実現のみに関心を払うという「機会主義的 (opportunism) 行動」を取るからである。したがって、モラル・ハザードは、こうした個人に対しては合理的行動を期待することができないのであって、不可避免的に発生することになる。これは、いわゆる「取引コスト」の理論によるモラル・ハザードの説明である。そこでの解決策は、限られた合理性の範囲内で、機会主義的行動をいかに抑制するかということが、重要な課題となる。

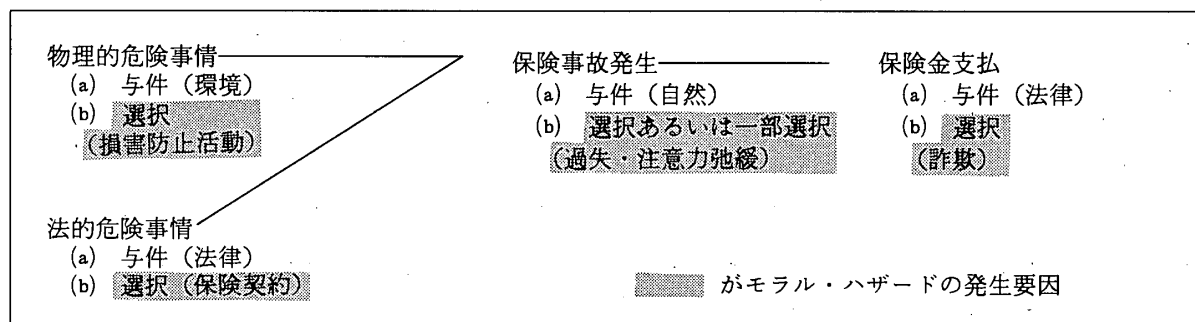
さらに、これを敷衍すれば第五の考え方として、モラル・ハザードを保険制度において不可避免的なものとして捉えて、保険者にとって保険生産をする上でのコストと見なすものである。⁹⁾この思考方法に従えば、保険者の目標は、このモラル・ハザードによるコストを最小化させることとなる。

モラル・ハザードに対するより積極的な対応は、損害を被保険者自身のコントロールから隔離することである。保険の購入は、被保険者から保険者へ損害の結果が経済的に移転することを意味する。保険契約者は、保険に加入した後は、損害を防止させようという動機はもはや働かせる必要はない。むしろ、保険契約者にとって損害防止に更なる費用を投ずることは、合理的な行動ではないことになる。損害を減らそうとするインセンティブは保険に加入すると同時に保険者に移転することになるのに対して、依然として損害防止のコントロールは、被保険者の手元に残されることになる。この場合の解決策としては、誠実さに対するあるいは損害防止に対するインセンティブを提供することである。

8) Williamson, O. E., *Markets and Hierarchies : Analysis and Antitrust Implications—A Study in the Economics of Internal Organization*—, Free Press, 1975 ; 浅沼萬里・岩崎晃訳『市場と企業組織』日本評論社, 1985年 ; 高尾厚「モラル・ハザードの経済分析」『保険学雑誌』489号, 1980年, pp.107-108.

9) Demsetz, H., "Information and Efficiency : Another Viewpoint", *Journal of Law and Economics*, vol.12, 1969, pp.7-8.

図1 被保険者によるモラル・ハザードの発生可能性



(注) 本図は、Heimer, C.A., *Reactive Risk and Rational Action*, University of California Press, 1985, p.33に部分的に加筆したものである。

図1に示したように、モラル・ハザードは、保険関係のさまざまな段階の被保険者の自由裁量が働くところに発生するものである¹⁰⁾。すなわち、リスクに関する被保険者を取り巻く環境・状況すなわち危険事情から、次に保険事故が発生し、さらには損害の実現というそれぞれの段階において、被保険者には保険者あるいは法的規制から解放された自由な行動が可能な部分がある。被保険者が自由な行動をすることによって、モラル・ハザードの発生可能性が存在する根拠は、保険制度が有効に機能するために必要とされる情報が不完全であることにある。

しかし、保険制度は、さまざまな不確実性に対処するために発展してきた制度である。モラル・ハザードが保険制度の有効性を損なうという意味で、保険取引の上の不可避的な問題である。これまで、モラル・ハザードの発生主体を専ら被保険者と限定して考察してきたが、情報の不完全性がその原因であるとするれば、保険者にも同様にモラル・ハザードの発生をもたらす可能性があることを忘れることはできない。

以下の議論では、保険者と被保険者のそれぞれのモラル・ハザードの存在を考慮しながら、保険取引におけるモラル・ハザードの本質を保険者の対応の可能性と関連づけて考察する。

2. 保険取引をめぐる情報の非対称性

ところで、情報の不完全性は、その内容を二種類に分けて捉えることが肝心である。第一は、保険を取り巻く不確実な情報である、例えば、事故発生の頻度について個人のレベルでは不確実であることは問題ないが、保険集団全体のレベルにおいてさえ、発生不確実な場合である。つまり、あらゆる主体にとって情報が不可知的であり、そのために保険制度が不安定になる。ただし、これは保険にかかわらず、全ての経済機構に共通して発生する内容である。第二は、情報が非対称な状

10) Heimer, C.A., *Reactive Risk and Rational Action*, University of California Press, 1985, pp.30-32.

態、つまりある主体に片寄って情報が偏在している場合である。例えば、被保険者自身は自分の危険度を認知しているが、保険者がその情報を得られないために、適当な保険制度を仕組みないことになる。これらの情報の不完全性は、保険制度の安定性を阻害する要因であるので、解消すべく対処しなければならないが、その問題が指摘されるのは、上記のうち後者、すなわち情報の非対称性によるものである。前者のほうは情報そのものが存在しておらず、その入手に常に努力を重ねる必要があるが、議論の及ばない本質的な限界が存在する。これに対して、後者については、情報が一部には獲得されていることによる問題である。

情報の伝達のない市場は、うまく機能するはずがない。例えば、それぞれ異なる危険度を有している被保険者が保険集団を構成しているが、その危険度を被保険者だけが知っており、保険者はそれを十分に知ることができない。この場合、被保険者の危険度を識別できない保険者は、各被保険者に対して平均的な評価しか与えられない。したがって、結局は、優良な被保険者は保険市場から退出して、危険度の高い不良な被保険者だけが市場に残るといふ、いわゆる「レモンの原理 (lemon's principle)¹¹⁾」が働くことになる。

これに対して、情報が対称的に両当事者に保有されている場合には、被保険者と保険者とは、最善契約 (first-best) を締結することができることになる。この場合、とくに保険者が被保険者の行動を完全にコストがかからずモニターにすることができれば、モラル・ハザードの発生もない。しかしながら、現実の世界では、情報の非対称性を完全に除去することはできない。合理的な被保険者や保険者であれば、モラル・ハザードの発生のために生じる弊害を低減させるという動機をもつことになろう。

保険者が被保険者の行動について情報を有していない場合、保険者は保険契約において(保険金上限や保険料率)その被保険者の行動の結果のみを判断材料として利用せざるを得ない。そこで、被保険者が危険中立的 (risk neutral) である場合には、損害填補額は、損害から一定額 (ディダクティブ) を控除した額を提示することになる。そうした填補機能は、被保険者の望ましいインセンティブを提示することになり、リスクの望ましい分散を図ることに繋がる。

次に、被保険者が危険回避的である場合には、保険の填補機能は、被保険者に行動水準を所与として、行動結果のリスクの一部を負担させることになる。もし、定額がリスクに対して被保険者を保障するために支払われるならば、確実な行動を取るといふインセンティブは働かない。したがっ

11) 中古車市場における欠陥車 (レモン) についての逆選択問題を最初に取り上げたのは、アカロフである。その後、逆選択現象がみられる多くの分野において、「レモンの原理」を援用した説明が加えられている。Akerlof, G. "The Market for 'Lemons': Qualitative Uncertainty and the Price Mechanism", *Quarterly Journal of Economics*, vol.84, 1970, pp.488-500. 保険における逆選択に関する考察として、田畑康人「保険市場に見られる情報の非対称性とその影響」『保険学雑誌』496号, 1982年, pp.84-105を参照。なお、「レモンの原理」の解説としては、C. J. マッケンナ (秋葉弘哉訳)『不確実性の経済学』多賀出版, 1988年, pp.132-137.を参照。

て、危険回避的な被保険者に対しては、最適保険契約は、常に損失に依存して、被保険者は全てのリスクを負担させられることはない。

保険者と被保険者の間に存在する情報の非対称性は、いくつかのタイプに分けて考えなければならない。

第一は、被保険者の危険度に関する情報である。被保険者の危険度についての情報は、基本的には、被保険者が情報優位者であり、保険者は情報劣位者といえる。自分がどの程度の健康状態であるのか、自動車の運転にいかにか安全であるのか、などについては被保険者個人が最も情報を有しているし、また自由な操作も可能な立場にあるといえる。保険契約者に対して告知義務を課していることも、この両者の関係の不均衡を補正する目的で行われるものである。ただし、被保険者が保険者よりも危険度を正確に判断することができるかどうかとも疑わしい。被保険者が考えている危険度は、主観的危険度であって客観的危険度ではない。そして、一般的には両者は一致せず、後者のほうが前者よりも高い場合が多いと考えられる。つまり、自分よりもっと危険度が低いと思いこんでいることであろう。したがって、客観的危険度については、保険者よりもむしろ被保険者のほうが情報劣位にあるかもしれない。

第二は、保険料に関する情報である。危険度については、被保険者が情報優位者であるとしても、それが果たして正確に公平な保険料として設定されているかどうかについては、被保険者の判断能力を超えるものである。被保険者の危険度が明らかに異なるにもかかわらず、同じ料率集団に収めることは情報の非対称性を利用した保険者の行動であり、保険者のモラル・ハザードである。¹²⁾ここで被保険者がその料率分類が不公平であることを認識しない限り、被保険者の行動に変化は現れてこない。被保険者は絶対的な危険度を認知できるとしても、他の被保険者と比較して自分の危険度が高いか低いかどうかについては知り得ない。また、保険者が危険度を正確に把握しているとしても、保険料に正しく反映されているかについての被保険者の判断はかなり困難を伴うものである。保険の仕組みの複雑さは、保険料に関する被保険者の不信を抱かせる要因ともなる。

第三は、保険経営に関する情報である。保険経営については、当然のことながら、被保険者は保険者に比較して圧倒的な情報劣位者である。これを補正するために、情報公開（ディスクロージャー）問題が大きく論じられていることは周知のとおりである。経営情報に関する非対称性は、通常株式会社形態における株主と経営者との間の問題として取り上げられるのであるが、多くの生命保険会社のような相互会社形態をとる場合には、被保険者（正確には保険契約者）が株主と同等の地位にあると解釈される。したがって、被保険者と保険者との間にある情報の非対称性は、一般の経営問題についてと同様の関係が存在することになる。

12) ただし、保険者間でカルテル料率が存在する場合には、こうした料率水準の訂正が行われず、温存されることになる。

このように保険者が被保険者に対して一方的な情報劣位な立場にあるわけではなく、現実には多くの場合、保険者が情報優位で、被保険者が情報劣位となる。こうした情報の非対称性が存在する場合には、両当事者の立場は逆転して、保険者のモラル・ハザードの存在を考慮しなければならない。被保険者のモラル・ハザードは、損害の規模を拡大させるか、発生確率を増大させる形で発現するが、保険者のモラル・ハザードはいかなるものであるのか。保険者は、被保険者の行動の結果に対して保険金を支払うという契約を交わしているのであるから、当然のことながら、保険者にとっては、損害規模を拡大させたり、損害確率を増大させることはない。保険者のモラル・ハザードは、保険者と被保険者の間での情報の非対称性を利用して保険者自らの有利な方向に行動するものである。

さらに、保険契約者相互での情報の偏在もモラル・ハザードを誘発する可能性がある。¹³⁾ 保険契約は、原則的に保険者と保険契約者との間で取り交わされるものであるが、保険契約者は、自分の保険料が危険度に対して果たして妥当な水準であるかどうかの判断は難しい。むしろ、自分と同じような特性を有する他の被保険者と比較して、損得を判断することは可能である。

こうした現象は、第三者が介在する場合、例えば、責任保険においては、より複雑に発生する。¹⁴⁾ すなわち、責任保険では、保険者と加害者たる被保険者に加えて、被害者が存在し、被保険者は、保険者に対して保険料を支払い賠償責任を補償してもらうが、実際に保険金を受け取るのは被害者であることから、保険者は被害者との関係が生じる。ここで、被害者が責任保険により自らが保障されていることを認知した結果、損害回避行動を抑えるようなモラル・ハザード的行動をとり得る可能性がある。さらには、賠償責任事故に医師や弁護士が関与する場合には、これらによる保険金割増を請求する行動が顕在化することも考えられる。

このように保険をめぐる情報の非対称性は、いくつかの次元が存在する。情報の完全性を実現するためには、これら全ての情報の非対称性を解決しなければならない。つまり、それぞれの段階での解決策がとられる必要がある。従来、危険度に関する被保険者の情報優位者、保険者の情報劣位者という関係を中心的に取り上げるのは、この問題が保険に固有のものであるからであると思われる。保険料の問題は、商品価格の設定問題と共通の内容を含むものであるし、また企業経営における問題は、一般の会社形態における問題と共通である。しかし、保険における被保険者の危険度の問題は、保険において本質的な問題である。

13) 藤田楯彦「不完全情報下の不確実性と保険」『保険学雑誌』第495号、1982年、p.120。

14) 前掲、宮沢健一『制度と情報の経済学』、p.218。

3. ゲーム理論からみたモラル・ハザードと保険取引

被保険者におけるモラル・ハザードの発生は、被保険者が保険契約時に予め交わした取り決めに反する行為をすることによるものである。一般的に、被保険者は保険契約を破ることによって利得することができる場合に、モラル・ハザードは発生すると考えられる。これに対して、保険者は保険契約どおりに被保険者が行動することを期待しているが、モラル・ハザードの発生により損失を蒙ることになるので、保険者としての対抗策を講ずることになる。

これをゲーム理論から把握してみよう。¹⁵⁾いま、保険者が負担する期待事故費用が K_0 、それら対応する被保険者の支払うべき保険料が P_0 である保険契約を想定してみよう。ここで、被保険者があつる損害軽減行為を a だけの費用を支出して選択し、事前に保険者に宣言するならば、期待事故費用は $K (< K_0)$ 、保険料は $P (< P_0)$ になる。この時、被保険者が行為を選択するインセンティブを与えるためには、当然ながら、 $P_0 > P + a$ という関係が成り立たなければならない。

しかし、被保険者は保険者に宣言しながらも、実際にその行為を選択するかどうかは定かではない。他方、保険者は、被保険者の事前の告知に対して、信用するか、それともモニタリングを行なうかという、どちらかの選択を迫られることになる。保険者はモニタリングのためのコストとして、 b を要するものとする。もし、モニタリングをした結果、被保険者が虚偽を行っていたことが判明した場合には、 Q の制裁金を徴収することを、両者の間で予め取り決めをしているものとする。

このような状況の下では、保険者と被保険者との間での2人非ゼロ和ゲームとして、把握することができる。被保険者は、損害軽減行為の事前の宣言に対して、遵守するか、それとも背信するか、のいずれかを二者択一し、他方、保険者は、被保険者を信用してモニタリングをしないか、確認のためにモニタリングをするかという二者択一の行動を取るようになる。ここで、保険料－保険金の

図2 保険取引をめぐるモラル・ハザード発生要因

		保 険 者	
		信用する	モニタリングする
被 保 険 者	遵守する	$(K - P - a, P - K)$	$(K - P - a, P - K - b)$
	背信する	$(K_0 - P, P - K_0)$	$(K_0 - P - Q, P - K_0 + Q - b)$

注) (m, n) は、それぞれ、 m は被保険者による利得、 n は保険者行動による利得を表すものとする。

15) 以下の説明については、Borch, K., *Economics of Insurance*, North Holland., 1990, pp.346-350から大きな示唆を得ている。

収受が、保険者と被保険者の間だけで交わされると仮定すれば、両者のペイオフ行列は図2のように表現できる。

これから、制裁金が被保険者のモラル・ハザードを抑止する効果を有するためには、少なくとも、保険者がモニタリングをした場合に、背信するよりも遵守するほうが得策でなければならない。すなわち、 $K - P - a < K_0 - P - Q$ でなければならない。整理し直せば、 $Q > K_0 - K + a$ が満たされるような制裁金の設定がなされる必要がある。つまり、制裁金は割引かれた保険料と行為コストの合計よりも大きくなければならない。同時に、制裁金は、保険者が行う検査の費用よりも低くあってはならないので、 $Q > b$ も成り立っていることも必要条件となる。

ところで、上で述べたように、保険者と被保険者の間での情報の非対称性は、いくつかの異なった次元で発生することから、モラル・ハザードについても、それぞれの次元で双方に発生することが考えられる。したがって、保険取引において、非協力ゲームにおける囚人のジレンマに類似した現象が発生する可能性がある¹⁶⁾。相手が契約を遵守してくれれば、保険者と被保険者は互いに有利な取引を実行することができる。すなわち、被保険者は不確実性に対して効率的に対処できるし、他方、保険者は保険事業を営んで一定の利潤を獲得することができる。しかし、モラル・ハザードの発生により、その確保ができない場合には、保険取引自体が存立不能となる。なぜならば、契約を強制できなければ、被保険者は保険が提供されないために保険を利用することができないし、保険者は保険事業からの利潤を得られない。さらには、保険者あるいは被保険者のいずれかのみが、モラル・ハザード的行動をとるとすれば、当事者は保険取引から一方的な利得を得ることになり、相手側は、一方的な損失を蒙ることになる。こうした状況においては、いわゆる囚人のジレンマに陥る可能性がある。つまり、両当事者が協力的な行動をとれば、保険取引が成立して双方が利得を得るのに、事前に十分な合議が取り交されない場合には、モラル・ハザードの発生可能性が最終的には保険取引を成立させないことになる¹⁷⁾。

同様に、被保険者どおしの間でも囚人のジレンマに類似した状況に陥ることが考えられる。すなわち、全ての被保険者が適性な行動をとる限り、公正な保険料で保険に加入することができるのであるが、ある被保険者によるモラル・ハザード的行動は、保険料の上昇という形で、全ての被保険者の負担を増すことになって不利となる。そこで、そうした不利を解消させるために、それまで適性な行動をとってきた被保険者までもがモラル・ハザード的行動を選択することになる。その結果

16) 銀行取引における囚人のジレンマの発生可能性についてのゲーム論的説明は、マーク・ラムザイヤー『法と経済学—日本法の経済分析—』弘文堂、1990年、pp.76-82を参照。

17) この状況を説明したものが下図である。すなわち、保険者と被保険者について、一方がモラル・ハザード的行動をとり、他方がとらない状況において、後者は、モラル・ハザード的行動を選択することによって利得を増加させることができるので、結局は、両者ともモラル・ハザード的行動をとることになることがわかる。つまり、事前の協力についての取り決めがない場合には、一方が、モラル・ハザード的行動を選択する限り、両者が望んでいたはずの保険取引は成立しないのである。

として、全ての被保険者のモラル・ハザードを誘発することになって、保険制度が成立しなくなる。要するに、ある被保険者のモラル・ハザード的行動が、次に別のモラル・ハザードを誘発するように働くことになる。

モラル・ハザードをこのような囚人のジレンマの現象と把握することは、保険者と被保険者、被保険者と被保険者という、個別的な1対1の関係として保険取引の全体を理解することを意味している。しかし、保険者は、多数の被保険者との保険取引を結んでおり、また、被保険者どおしについても、自分の他に多数の被保険者との間で、同一の保険集団を形成することになる。したがって、保険制度におけるモラル・ハザードに対応するためには、一つ一つの保険取引について取り決めをするのではなくて、制度の維持運営のための統一的なルールに従って、保険取引を進める他はない。

被保険者のモラル・ハザード的行動を回避するための有効な手段の一つとしては、裁判制度を利用することである。被保険者のモラル・ハザード的行動（例えば、保険金詐取）に対して、司法的罰則が課されるとすれば、被保険者の行動を抑制することになり、それは、結果的に協力的行動に繋がることになる。法的介入は、原則として事後的に発揮されるものであるが、事前的抑制効果を期待することになる。¹⁸⁾

法的規制は、保険者のモラル・ハザード的行動を抑制する方策として、ある程度までは有効に機能する。¹⁹⁾ 前節でも触れたように、他の金融業界と同様、保険の場合には、保険者に情報が集中し、その結果として不公正な取引を一般の保険契約者に強要することになりやすい。また契約者の保護のために、料率規制や商品規制が行われる。ただし、これは、料率の公平性の観点からすれば、本

保険取引における囚人のジレンマの可能性

		被 保 険 者	
		モラル・ハザードあり	モラル・ハザードなし
保 険 者	モラル・ハザードあり	(0, 0)	(5, -5)
	モラル・ハザードなし	(-5, 5)	(3, 3)

注) (a, b) は、それぞれ、aは保険者行動による利得、bは被保険者行動による利得を示す。

18) アローが指摘するところでは、価格（保険料率）システムが不確実性の下で最適価格を設定できる範囲が限定されていることを意味している。したがって、非市場的控制（nonmarket control）は、道徳原理として内部化されようとも、外部的に課されようともある程度効率性に対して重要である。Arrow, "The Economics of Moral Hazard: Further Comment", p.222.

19) 植草益『公的規制の経済学』筑摩書房、1992年、pp.30-31を参照。

質的なものではない。²⁰⁾むしろ、保険者の行動に関する情報開示（ディスクロージャー）こそ推進の方がより必要である。

さらにそのことは、保険者の行動を抑制する有効な第二の手段としての保険者の企業に対する評判を形成する重要な要素である。保険契約者（被保険者）の保険企業（保険者）に対する評判は、保険企業の選択に大きな要因となる。保険者は、保険事業を安定的に営むために、できる限り多くの被保険者を集める必要がある。そのためには、多くの被保険者との間で取り交される保険契約において確実に履行することが長期的には重要となる。したがって、保険者としては協力的な行動をとることには、ある程度のインセンティブが働くことになる。ただし、このような状態になるためには、保険者は、①自由料率（価格）競争が行われていること、②情報が広く国民に提供されていること、③繰り返し保険契約がなされていること、などの基本的条件が整備されていなければならない。

繰り返しの契約においては、「仕返し（tat for tit）戦略」を双方が取ることにより、結果的に協力的均衡を達成することができる。²¹⁾つまり、相手がモラル・ハザード的行動を選択すると、報復として自分も相手に対してモラル・ハザード的行動を取るというのである。しかし、保険契約において、保険者と被保険者の立場は、微妙に異なる。保険者は、多数の被保険者と保険契約を取り交しているのに対して、被保険者は、一人の保険者との契約を締結しているのが通常である。この場合、保険者は、一人の被保険者に対してモラル・ハザード的行動をとれば、それが他の被保険者に対して公開されるならば、信頼を喪失することで、以後の保険事業を営むことが難しくなるかもしれない。他方、被保険者は、当該保険者との契約を一度限りであると考えていれば、モラル・ハザードを抑制するインセンティブは弱まるであろう。²²⁾そこで、保険業界を通じての、被保険者の行動様式についての情報交換に被保険者のモラル・ハザード抑制の正当性を見いだすことができることになる。²³⁾

そこで、モラル・ハザードを極力回避するためには、保険契約に関するルールを予め保険者と被保険者との間で取り交わすことが必要となる。さらには、そうした約束が確かに遵守されているという信頼が、被保険者間にも相互に保持されなければ、保険取引の安定化は図れない。さらには、

20) 拙稿「金融自由化と保険規制」『保険研究』44集、1992年、pp.66-89を参照。

21) これは、もともと理論生物学の理論のゲーム論への応用である。cf. Axelrod, R., "The Emergence of Cooperation Among Egoists", *American Political Science Review*, vol.75, 1981, pp.306ff. さらに、前掲、ラムザイヤー『法と経済学—日本法の経済分析—』, pp.88-92を参照。

22) 自動車保険や火災保険などの損害保険の場合には、基本的に短期（1年）契約であるので、保険者は、契約更新時に保険料を改定することができる。他方、生命保険では、通常、長期契約であり保険料は固定的である。したがって、保険料によるモラル・ハザードの抑制は、後者については限定されるので、実際には、保険者は被保険者のモラル・ハザード的行動に対して、報復的手段（保険料の引き上げ、保険金の削減、契約引受けの停止など）を与えられている。それに対して、保険者のモラル・ハザードについては、被保険者はほとんど対抗策を有していないのが実状であり、必ずしも保険者が一方的に不利であるとは言えない。真屋尚生『保険理論と自由平等』東洋経済新報社、1991年、p.50。

保険取引をうまく実行するには、保険者と被保険者との間で、協力的な取り決めあるいは交渉を行うために、いろいろな情報が必要となる。ただし情報を入手するには、時間も費用もかかるし、供給された情報にはその保険者と被保険者との間の保険取引には無関係な情報もある²⁴⁾。それゆえ、この情報は、保険者と被保険者との関係に固有の共有財産とも考えられる。情報の供給によって被保険者は、情報のない場合よりも低い保険料負担で保険を入手することができる。一方、保険者も保険経営の安定性を確保することができない。

こうした現象を説得的に把握しようとするのが、エイジェンシー理論である。すなわち、保険取引において成功裏に進められるためには、プリンシパルとエージェントの間での信頼 (trust) と自信 (confidence) との関係は、十分に強いために、エージェントがたとえ、合理的行動であったとしても、欺くようなことはしないということが認識されていることである²⁵⁾。

4. エイジェンシー・コストの最小化問題

情報の非対称性が存在する場合に、被保険者の怠慢、機会主義的行動と逆選択の問題が存在し、これが、効率的な保険契約の形成を防げる。これらは、一種の機会費用を生み出すものと考えられる。この機会費用は、保険者と被保険者の情報の非対称性と被保険者のモラル・ハザードに基因するものである。

近年精力的に研究が進んでいるエイジェンシー理論の保険への応用が、モラル・ハザードに関する経営分析に、とくに有効な手法の一つであると思われる。このエイジェンシー理論では、保険を一連の契約の連鎖として位置づけて、保険者をプリンシパル、被保険者をエージェントとして把握する。そして、保険者と被保険者の利害が必ずしも一致しないことから、それぞれが自らの利益の最大化を目指して行動をとるのである。したがって、モラル・ハザードは、エイジェンシー関係が存在する場合の固有の問題であり、また利害不一致の結果として発生する摩擦的性格を有する保険のコストとみなし得る。

保険者にとって被保険者の行動と外生的な不確実性との間の区別が困難であるために、被保険者の情報の偏在が発生する。したがって、保険者は、被保険者の危険度を完全に識別することができず、リスクと行為との混合であるその行動結果のみを認知することになる²⁶⁾。この行動の不完全な観察しかできないことは、パレート最適なリスク配分の達成を不可能にし、適切な行為の選択へ向かわせない。そのために、さらなる危険分散と適正なインセンティブとの間の適切な妥協の結果であ

24) 池尾和人『日本の金融市場と組織—金融のミクロ経済学—』東洋経済新報社、1985年、pp.181-188.

25) Arrow, "The Economics of Moral Hazard: Further Comment", p.222.

26) Arrow, "Insurance, Risk and Resource Allocation", p.142.

る、セカンドベストのみを目指さざるを得ないことになる。このセカンドベストは、被保険者に対して、一定の負担を求めることにより、損害の担保は不十分となる。

モラル・ハザードが存在するときには、保険市場が均衡しない状態に至るのみならず、保険者にとっても被保険者にとっても不利な状態が発生する。なぜなら、保険者にとっては、保険の収支バランスが崩れてしまうことになろうし、そうした状態が続けば、被保険者にとっても、保険料負担増として跳ね返ってくることにも注意を要する。危険度については、情報優位な立場にある被保険者側にも、保険を利用するために、この情報が非対称な状況を軽減させようとするインセンティブは働くものと考えられる。とくに優良な被保険者にとっては、自分が危険度が低いことを保険者に伝達することによって、より有利な保険を入手することができるようになる。自己負担や損害分担を受け入れることのコストは、高いリスクの被保険者ほど大きい。したがって、低リスクの被保険者は、高額の自己負担を提示することにより、自らが優良な被保険者であるというシグナルを送ることができる。他方、保険者はこれを応用して被保険者の危険度を判別することにもなる。

エイジェンシー理論において取り上げられるところでは、プリンシパルである保険者のとる行動は、モニタリングと選別（スクリーニング）がある。²⁷⁾ 保険者のモニタリングとは、保険者が被保険者の行動をモニター（監視）することである。保険者が被保険者をモニターすることによって、被保険者の危険度に関するより正確な情報を獲得することが可能であろう。例えば、自動車保険などで適用されているメリット・レイティングは、被保険者の事故歴をモニターすることで、これからの保険料に反映させようとするものである。いわば、条件付き確率としてのベイズ理論の一つの応用形態である。

これに対して、スクリーニングは、逆選択やモラル・ハザードをもたらす危険度の高い被保険者を予め排除するとか、被保険者の性質、行動に応じて危険度を判別しようとする保険者の行動である。例えば、実際に業界者向けのテキストにおいて、モラル・ハザード発生の高い保険契約者の判断基準として、「生命保険は、営業員が顧客の潜在的なニーズを喚起して、顧客がはじめて保障の必要性を感じ、契約を申し込むのが普通である。したがって、営業員の勧誘なしで、電話申込や店頭申込などのように、自ら直接申し込む契約については十分な注意を払う必要がある。²⁸⁾」と教えている。さらには、契約者、被保険者の年齢、職業、収入資産状況から考えて、不当に高額な保険金額を契約する場合も、モラル・ハザードの発生する可能性が高いとして十分な注意も喚起している。

他方、エイジェントとしての被保険者が、情報提供のために取る行動として、ボンディングとシグナリングがある。被保険者によるボンディングは、相手（保険者）の利益に相反するような行動をしないことを被保険者自らが保証するものである。例えば、保険を引き受けてもらうために、免責

27) 翟林瑜『企業のエイジェンシー理論』同文館、1991年、pp.11-16.

28) 生命保険新実務講座編集委員会編『生命保険新実務講座2』有斐閣、1990年、pp.357-358.

条項を被保険者自身が予め提示して保険契約を締結する。これは、被保険者が免責とされるような行動をとらないことを保険者に対して約束する行為であると解することができる。

シグナリングは、自分の危険度を被保険者に告知することによって自分の特性を保険者に知らせようとする行動である。事故防止活動を励行していることを保険者に示して、危険度が低いことを認めさせることができる。自動車保険では、「エアバッグ装着車割引制度」が採用されているが、これは、被保険者の自由選択において自発的にエアバッグを装着することで、危険度が低いことを明示する行為であると見なせよう。また保険契約においては、危険度を認定するために、保険契約者に対して告知義務を課しているが、これを保険契約者による自発的な行為であると見れば、自らの危険度を明らかにすることで保険契約の成立を望んでいるものと解釈できる。

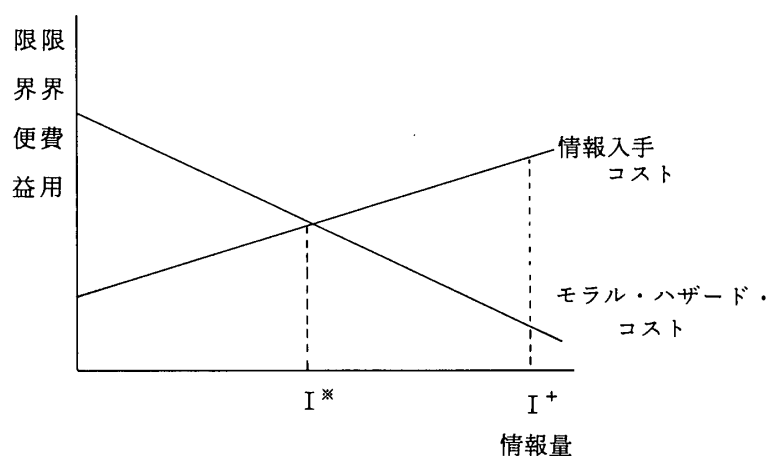
このように、これまでのモラル・ハザードに関しては、保険金支払い拒否などを通じた事後的処置に重点がおかれていたのに対して、このエイジェンシー理論の課程においては、むしろ事前的処置を講ずることに関心を寄せることが大きな特徴を有しているのである。

これらの情報行動はいずれもコストなしにはなし得ない。さて経済的には、モラル・ハザードは、社会的な不効率を発生させるものであり、ある種のコストを発生させるものである。したがって、このモラル・ハザードによるコスト（モラル・ハザード・コストと呼ぶ）を軽減させようとする動機が働くのである。これらのモラル・ハザードを抑止する手段には、費用がかかるのである。先にも述べたように、保険経営の観点からすれば、モラル・ハザードを保険生産において不可避免的に発生するコストとして、判断することになる。すなわち、情報の非対称性を削減する行動にかかる費用が必要である。これを情報入手コストと呼ぼう。保険者がスクリーニングとモニタリングを行うために、一定の費用を投下しなければならず、他方、被保険者にとってもボンディングとシグナリングを行うためには必然的に費用がかかることが予想できる。したがって、情報入手コストは、保険者と被保険者のそれぞれに及んでいることを認識しておかなければならない。情報入手コストは、入手する情報量に応じて比例的に増加することになる。しかも、常識的にはその限界費用は逡増的になる。

他方、モラル・ハザード・コストにおいては、その獲得された情報量に応じて、減少しなければならない。ただし、情報量を多く獲得すれば、モラル・ハザード・コストは減少するが、情報入手コストは増加する。この関係を図示したものが、図3である。ただし、便宜上、限界的なモラル・ハザード・コストの減少分（限界便益）と、限界的な情報入手コストの増加分（限界費用）を示している。情報獲得について、前者は、逡減的であるのに対して、後者は、逡増的であるとしよう。

この場合、保険者による情報入手行動の第一の選択は、社会効率的な情報入手行動は、情報入手コストの限界費用増加分とモラル・ハザード・コストの限界費用減少分とが均等する点である。総エイジェンシー・コストを最小化するためには、情報の非対称性を削減するための徹底的な情報取

図3 モラル・ハザード・コストの最小化問題



集行動を取るのではなく、図中の I^* の程度に制限するほうが望ましいことになる。なぜなら、総エイジェンシー・コストは、このモラル・ハザード・コストと情報入手コストとの合計であるから、 I^* を超えて情報を入手しようとするれば、それによるモラル・ハザード・コストの減少分が、情報入手コストの追加分を下回ることになるからである。

しかしながら、モラル・ハザードによる損失をできるだけ抑制して、保険制度の公平性を追求することも、保険者の取るべき重要な第二の選択である。モラル・ハザード・コストを最小化させるためには、情報入手に対して、それまでのモラル・ハザード・コストの減少分の合計と、情報入手コストの合計とが均等する点、図中の I^+ が選ばれることになる。なぜなら、 I^+ を超えると、情報入手コストの合計が、モラル・ハザード・コストの減少の合計を上回るようになって、情報入手行動を全く取らないほうが、得になってしまうからである。ただし、この点まで、情報入手行動を取ったとしても、依然として、モラル・ハザードを完全に抑制することができるわけではないことに注意しなければならない。しかし、この部分については、情報入手においても、不可避免的に発生するモラル・ハザード・コストであると理解するべきである。

そこで、保険者が被保険者に対して課す保険料は、期待事故費用および完全にリスク分散できないことによる賦課（内部補助）部分に加えて、総エイジェンシー・コスト（情報入手コストと残存するモラル・ハザード・コスト）が上乗せされることになる。ここで、保険者が選択すべき政策を考えてみると、保険料を最小に抑えるためには、総エイジェンシー・コストを最小化することが必要であるが、保険におけるモラル・ハザードによる弊害をできる限り除去し、保険制度の公平性を確保することをより重視するべきではなかろうか。モラル・ハザードがもたらす間接的な弊害の大きさを勘案するとき、モラル・ハザードを極力排除することは、保険制度の信用維持のためにも不可欠である。これにより、前者の場合よりも高い保険料を設定されることになるだけでなく、結果的に

は、情報入手行動を一切施さなかった場合に発生するモラル・ハザード・コストの大きさに相当する部分を、保険料増額の形で、被保険者に転嫁することになるが、これは保険の公平性を獲得するためのコストとして、当面は甘受して負担するべきものであろう。

ところで、保険者は、被保険者の行動について、二通りの情報を獲得することになる。²⁹⁾

一つは、保険事故が発生する以前に被保険者がとる行動についての情報であり、もう一つは、保険事故が発生した後で入手される損害の規模に関する情報である。保険者は、事前的に被保険者の行動態様を、事後的に損害規模をモニターすることにより、被保険者の危険度を判別することになる。

モラル・ハザードによる事故発生に対して、保険者は、事後的には保険金支払を制限したり、拒否することにより対抗的手段を取ることが可能である。しかし、保険の経済的機能を果たすためには、このような措置は最小限に止めるべきである。むしろ、保険料設定の段階で、被保険者の行動を保険料の大きさに適正に反映させるようにすることが、本来の保険者の努めである。³⁰⁾ そのためには、できる限り事前的な被保険者の行動をモニターすることが必要である。保険者の事後的対応は、事故発生を保険料に直接反映させることは、保険理論的には問題があるので、注意をしなければならない。

5. モラル・ハザード回避と保険料政策の重要性

保険者は、保険取引を通じて、保険契約に従って被保険者について一定の行動規範を求める。被保険者に対して保険者が直接的な対抗手段を行使できるのは、保険料設定段階と保険金支払段階の二つである。保険金支払段階での規制は、免責条項に規定された損害については保険金は支払われず、さらに被保険者が不正な行動の結果として発生した損害は、保険金支払を制限したり拒絶したりする。しかし、保険の経済的機能、とりわけ被害者救済機能を担っている責任保険の存在意義を勘案すれば、保険金支払段階での制限は最小限に抑えるべきであろう。

これに対して、保険料設定段階では、危険度に応じて保険料を算定されているならば、より危険度を低くするようなインセンティブを与えることになる。モラル・ハザードの発生に対しても、保険料設定段階での対応策を探ることが必要である。

そこで、モラル・ハザードによる阻害を回避するコストを、予め保険契約の保険料として内部化

29) Eisen, R., "Information and Observability—Some Notes on the Economics of Moral Hazard and Insurance", *The Geneva Paper on Risk and Insurance*, vol.21, 1981, pp.26—27.

30) 拙稿「保険料と道徳非難性」『保険研究』1993年6月(近刊)では、保険料には、被保険者行動に対する道徳非難的要素があるとして、それが有機的に保険料に反映されることにより、事故抑止インセンティブが有効に働くことになることを指摘した。

するか、保険者と被保険者との個別の交渉による市場取引に委ねるかが重要な問題となる。つまり、保険者と被保険者の間で、モラル・ハザードによるコストを顕在的に処理するか、それとも内部化されたものとして理解するかということである。

保険の効用としては、リスク分散させると同時に、できる限り費用の外部化を回避するために、適正な保険料を設定することで、当該活動の事故の社会的費用をそれぞれの活動コストとして内部化させることにある。同時に、そのために要する費用は、モラル・ハザードを軽減させるためのコストとして処理されて、保険料として内部化させることになる。社会的資源配分の効率性の観点からも、適正な保険料設定が重要となる。

この視点からすれば、保険者による保険料政策の意義が改めて認識されるに至る。保険者の主な事業としては、社会的に危険度の高い、有害な行為に対して、いわゆるピグー流の課税政策あるいは補助金政策を私的な立場で、実施しているものと捉えることができる³¹⁾。ただし、私企業である保険者には、当然、直接的に課税する立場にはないが、保険料という間接的な形で、課税と同様の効果を与えることができる。例えば、製造物責任において、保険者が、危険度の高い生産者に対して、高い保険料を課すことは、外部不経済の発生に対して課税をするようなものであって、これによって、経済学的には、保険料部分が製品価格に転嫁されることで、消費者の購買行動を社会的最適な水準に抑制することができるのである。つまり、保険制度が事故の社会的費用を内部化させる機能を代替的に果たすことになるのである。あるいは、自動車事故においても、危険度の高い被保険者の活動は、高い社会的費用をもたらす行為であって、それに対して高い保険料を課すことは、当該被保険者の活動のコストを引き上げることになり、結果的にそのコスト増を通じて被保険者の活動を適正な水準に抑制することに繋がる。

そうすると、十分に料率分類ができていない場合には、リスク集団内で内部補助 (cross-subsidy) が行われていることになり、それは、当該活動に関わる適正なコストを負担していないことを意味するのであって、適正な活動水準を超えた行動を可能にさせるものである。例えば、生産企業の保険料が割安に設定されているならば、それに対する生産価格は適正価格を下回る水準にあり、過剰の生産を促すことにもなる。

逆に、スプリンクラーや、エアバッグ装置を設置するなど、危険度が低くなった被保険者は、そうした事故抑止のためのコストによって、経済活動を制限されてしまう結果にもなる。ここ

31) Deere, D. R., "On the Potential for Private Insurers to Reduce the Inefficiencies of Moral Hazard", *International Review of Law and Economics*, vol.9, 1989, pp.219-222. さらに, Arnott and Stiglitzにおいても, 政府の介入の推進が厚生を増進させることを述べている。この分析の意味することは, 政府が期待される保険の請求を増加させるそうした財に課税するべきであるということである。一方, 期待請求額を減少させる財は補助するということになる。cf. Arnott, R. and Stiglitz, J., "Moral Hazard and Optimal Commodity Taxation", *Journal of Public Economics*, vol.29, pp.1-24.

において保険料を引き下げるとは、そうした装置を設置するためのコストを保険料負担の軽減で埋め補うものであると見なすこともできるのであって、いわば保険による補助金政策を行うことと同様の意味を持つ。さらには、被保険者が事故抑止措置をとるならば、保険者にとっては保険金支払の期待値を引き下げようとするようになる。したがって、それに応じて、保険者が被保険者に対して保険料軽減という補助金を与えることは双方にとって望ましい行動である。なぜなら、モラル・ハザード・コストを軽減させるものであり、それが保険料に反映すれば、結果的に保険料引き下げとなるからである。

このように、保険料政策は、ピグーの課税／補助金による外部性の補正政策と類似した効果を持つものであり社会経済的に重要な内容を含んでいるのである。したがって、モラル・ハザードの非効率を軽減させるためにも、例えば、喫煙者に対して高い料率を課したり、新しい安全装置を設置することに対して低い保険料を設定するなどのように、積極的に弾力的な保険料設定を行うことが必要となるのである。

ところが、この保険者による私的な課税的政策と補助金政策には、基本的相違が存在する。保険料による補助金政策は、いわば保険料における「自己選択メカニズム」を機能させようとするものである。³²⁾すなわち、事故防止的行動に対して保険料を引き下げるとは、自ら進んで危険情報を提供する行動であり、とくに保険者がモニターしなくとも、保険料軽減措置が講じられることを被保険者に認知させれば、後は被保険者の選択に委ねておけばよい。これに対して、課税的政策においては、保険者によるモニタリングが必要となる。なぜなら、危険度が高い行動を取る者が、敢えて自ら進んで危険情報について保険者に提供するというインセンティブはないからである。

そこで、モニタリングが困難な場合には、期待事故費用を増大させるような行動に対しては、逆にそうした増大行動をしないことを選択することに対して保険料の割引をすることによって結果的に課税をすることに仕組む必要がある。³³⁾他方、期待事故費用を減少させるような行動に対しては、補助金を与えることにより、保険者は一定の利益を確保できるであろう。

モラル・ハザードを回避するためには、保険制度の外からの政府規制、法的介入が不可欠ではあるが、本質的には、保険制度の設計の問題として捉えて、弊害を最小限に抑制するよう図られる必要がある。ここにおいて、保険料の有するピグー的政策の可能性を検討する意義は大きいし、そのことは、同時に保険料の本質を改めて認識することを意味するものである。

32) Rothschild, M. and Stiglitz, J., "Equilibrium in Competitive Insurance Market : An Essay on the Economics of Imperfect Information", *Quarterly Journal of Economics*, vol.90, no.4, 1976, pp.633ff. さらに、前掲、池尾和人『日本の金融市場と組織—金融のミクロ経済学—』p.96.

33) 例えば、自動車保険において、定期的に運転技能検査を行なうことを自由選択にする。そこである基準をクリアした被保険者に対しては、保険料を割り引くようなことがあってもよい。これは、あくまでも、個人の自由な選択に委ねるものであって、強制するものではないが、被保険者がこれを受けるかどうかによって、ある程度までは、期待事故費用を増大させない行動を取るものと判断できると筆者は考える。同様に、生命保険においても、定期検診を行なうことも考えられる。